



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 ホクト株式会社

代表者名 代表取締役社長 水野 雅義

(コード番号 1379 東証第一部)

問合せ先 専務取締役管理本部長 高藤 富夫

(TEL. 026-259-5955)

(URL <http://www.hokto-kinoko.co.jp/>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役として適切な人材を招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)

以 上

(別紙)
定款変更案

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 27 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 36 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 35 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>